

## 議案第 33 号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立みなとさかい交流館）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立みなとさかい交流館
- 2 指 定 管 理 者 境港市大正町 215 番地  
境港管理組合  
管理者 平 井 伸 治
- 3 指 定 の 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 みなとさかい交流館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港管理組合を指定管理者として指定しようとするものである。